

第 267 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所  
名古屋市中区金山 1-14-18 金山センタープレイス 5 F  
Tel 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096  
http://www.maeda-cpa.com/

平成 25 年 9 月 10 日

### 前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 266 回

25 年 4 月号で「イノベーション」の話をしていただきました。一番のポイントは、社員皆で考えることだと思います。製品開発も、サービスも、宣伝の仕方も、デザインも、何にでも適用できますね。

安倍ノミクスで最近ようやく大企業（特に輸出会社）中心に、なんとか業績回復をしてきましたが、まだまだ中小企業の業績回復には時間がかかりそうです。

こういう時、中小企業はどうやって生き抜くか？ですね。

それは、まず原点に立ち返ることではないかと思います。

すなわち、常に「わが社は世の中で必要な会社か」を問い続ける、そのために当社しかないオリジナル製・商品、オリジナルサービスを通じて顧客の支持を得ることかと思っています。

そのためにも従業員と共に「イノベーション」ですね。

テレビや新聞、雑誌の中にもその発想のヒントはありますね。ぼうっとして日々を送っていたら結局損をしますし、生き抜けません。

頑張りましょう！！

### 前田の《今人生を語る》第 171 回

めざまし日本 94

シリア情勢が緊迫化してきています。アメリカの軍事介入がもうすぐそこまできています。

周辺国に火種が飛び、難民（シリアの人口の約 3 分の 1 の 700 万人に達しているようです）が流入し、貿易物流にも影響を及ぼし始めています。

この内戦はいったい何なのか・・・アメリカの言う正義とは何か、自国の民をサリンで大量虐殺してよいのか、宗教戦争の悲劇か。

いずれにしても、人道に反する極めて残念な内戦ですね。

人間とは悲しい生き物ですね。

### 消費税の国内取引について

佐藤 洋

消費税の税率を現在の 5% から 8% へ引き上げるかどうかを巡り「判断は 10 月上旬にする」と安倍首相が表明いたしました。いよいよ増税が目前に迫ってきたこともあり、ここで消費税の課税されるもの・されないものを簡単にご説明したいと思います。

（今回は国内取引に限っての説明にさせていただきます。輸出免税・輸入取引を除きます）

#### 消費税の課税の対象となるもの

以下の 4 要件を満たすものが対象となります

- ① 国内において行うものであること
- ② 事業者が事業として行うものであること
- ③ 対価を得て行うものであること
- ④ 資産の譲渡、貸付け、役務の提供であること

#### ②の補足

法人の行う行為すべて事業として行われるものとなります。

個人事業者の行う行為は、資産の譲渡等が反復・継続・独立して行われるものは事業として行う行為となり課税の対象、事業と関係ない家事用資産の譲渡などは課税の対象にはなりません。

また、事業者以外の者（一般消費者）が行う譲渡等は課税の対象にはなりません。

#### 非課税となるもの

上記の課税の対象となるもののうち、次のものは消費税を課さないこととしています。

#### 消費税の性格から課税対象とすることになじまないもの

土地の譲渡・貸付、有価証券等の譲渡等、利子・保証料など、郵便切手・印紙などの譲渡、商品券・プリペイドカードなどの譲渡、住民票等の行政手数料など、国際郵便為替など

#### 社会政策的な配慮に基づくもの

社会保険医療など、介護保険サービスなど、助産、埋葬料・火葬料、一定の身体障害者用物品の譲渡等、一定の学校の授業料など、教科用図書の譲渡、住宅の貸付

#### 課税の対象とならないもの（課税対象外取引）

上記の 4 要件のどれか一つに当てはまらないものは消費税の対象とはなりません。

（例）

利益の配当、寄付金・祝金・見舞金、保険金・補助金・助成金  
心身等につき加えられた損害により受ける損害賠償金  
収用による補償金（対価補償金たる実質を有しない補償金）  
契約等の破棄に伴い収受する違約金・キャンセル料・補償金など  
賃貸借契約等の終了等に伴って返還する保証金・権利金・敷金等